

令和2年度

水道水質検査計画



上田市上下水道局

目 次

	ページ
はじめに	2
1 基本方針	2
2 水道事業の概要	3
3 水道の原水及び水道水の状況	4
4 検査項目及び頻度	4
5 検査地点	4
6 臨時の水質検査	5
7 水質検査方法	5
8 水質検査結果の評価と公表	5
9 水質検査の信頼性保証	5
10 関係機関との連携	5
別表 1	別 1
別表 2	別 2
別表 3	別 3
別表 4	別 3
別表 5	別 4
別表 6	別 5
別表 7	別 5

令和2年度 水道水質検査計画

はじめに

上田市上下水道局では、お客さまが安心してお使いいただける水道水をお届けするため、水質検査を実施し、水質の安全性を確認しています。また、その検査結果を公表することにより、水質検査結果についての透明性を高める努力をしています。

今回、令和2年度の水質検査計画を策定しましたので、上田市のホームページ等にて公開します。

1 基本方針

- (1) 給水栓水（蛇口水）における水質が、その基準に適合していることを確認するため、定期的に水質検査を実施します。また、必要に応じて臨時検査を実施します。
- (2) 検査地点は配水池系統別末端の給水栓（蛇口）及びそれぞれの水源とします。また、浄水場において管理上必要な原水、沈殿水、ろ過水、浄水及び河川水とします。
- (3) 検査項目は水道法で検査が義務付けられている水質基準項目と毎日検査項目、及びその他必要と判断される項目とします。
- (4) 検査頻度は、水道法及び過去の検査結果に基づき、検査する項目ごとに状況を考慮して実施します。検査を省略することが出来る項目についても、全地域で年に1回の検査を行い、水道水質の状況を定期的に確認します。
- (5) 得られた検査結果については、市ホームページ等により公表します。

2 水道事業の概要

事業名	地域名	水源種別	処理方法	給水区域	計画給水人口 (人)
上田市水道事業	上田	表流水	緩速ろ過	踏入一丁目の一部、踏入二丁目、常田一丁目の一部、常田二丁目、常田三丁目、材木町一丁目、材木町二丁目、常入一丁目、国分一丁目、天神一丁目、天神二丁目、天神三丁目の一部、天神四丁目の一部、大手一丁目、大手二丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、中央東、中央北一丁目、中央北二丁目、中央北三丁目、中央西一丁目、中央西二丁目、二の丸、常磐城一丁目、常磐城二丁目、常磐城三丁目の一部、常磐城四丁目、常磐城五丁目、常磐城六丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、緑が丘三丁目、常入、上田の一部、常磐城の一部、小牧の一部、諏訪形の一部、御所の一部、中之条の一部、秋和の一部、上塩尻の一部、下塩尻の一部、上田原の一部、下之条の一部、神畑の一部、築地の一部、大屋の一部、岩下の一部、蒼久保、国分の一部、福田、吉田、小泉の一部、上野の一部、古里、住吉の一部、芳田の一部、林之郷、殿城の一部、漆戸、下之郷の一部、小島の一部、仁古田の一部、岡の一部、浦野の一部、越戸の一部、下室賀の一部、上室賀の一部	135,000
	岩清水	湧水	塩素消毒	殿城の一部	
	長入	深井戸	塩素消毒	芳田の一部	
	丸子	表流水	緩速ろ過 急速ろ過	鹿教湯温泉の一部、西内の一部、平井の一部、東内の一部、腰越の一部、上丸子の一部、中丸子の一部、下丸子の一部、御嶽堂の一部、生田の一部、長瀬の一部、塩川の一部、藤原田の一部、本海野の一部	
	深山	深井戸	塩素消毒	腰越の一部	
	真田	湧水 深井戸 表流水	紫外線照射 塩素消毒 膜ろ過	菅平高原の一部、真田町長の一部、真田町傍陽の一部、真田町本原の一部	
	武石	湧水	紫外線照射 塩素消毒	武石鳥屋の一部、武石沖の一部、下武石の一部、上武石の一部、武石下本入の一部、武石上本入の一部、武石小沢根の一部、武石余里の一部	
	獅子ヶ城	湧水 深井戸	塩素消毒	美しい国別荘地	

3 水道の原水及び水道水の状況

水源	原水の水質状況及び汚染要因	原水の汚染要因及び留意項目	水道水の水質状況
河川表流水 ダム貯留水	降雨等による濁度の上昇、夏期冬期のアンモニア態窒素の上昇、藻類の光合成による pH 上昇などが見られる。	濁度、農薬及び肥料、油の流出事故、アンモニア態窒素、臭気物質。	各浄水施設では原水の汚染要因をふまえ、適正な処理と水質検査を行っており、安全で良質な水道水を提供しています。
湧水、地下水	外的汚染要因が少ないため、良好な水質を維持している。	地質由来の無機物や金属類、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素。	

4 検査項目及び頻度

- (1) 水質基準項目について、別表 1 のとおり実施します。また、省略可能な項目についても、全検査地点で年 1 回実施します。
- (2) 毎日検査項目（色、濁り、残留塩素濃度）について、配水系統ごとに 1 日 1 回実施します。
- (3) 水質管理目標設定項目について、別表 2 のとおり実施します。
- (4) 管理上必要な項目について、別表 3 のとおり実施します。
- (5) クリプトスポリジウム等の検査項目について、別表 4 のとおり実施します。
- (6) 河川検査の項目について、別表 5 のとおり実施します。
- (7) 放射性物質検査の項目について、別表 6 のとおり実施します。
- (8) 「おいしい水」の項目について、別表 7 のとおり実施します。

尚、法律等により、水質基準項目等に変更があった場合は、それに従い検査を実施します。

5 検査地点

(1) 給水栓

- ① 水質基準項目：上田地域 4 地点、丸子地域 3 地点、真田地域 1 1 地点、武石地域 5 地点
- ② 毎日検査項目：上田地域 1 3 地点、丸子地域 8 地点、真田地域 1 8 地点、武石地域 7 地点
- ③ おいしい水の項目：上田地域 4 地点、丸子地域 3 地点、真田地域 3 地点、武石地域 1 地点

(2) 浄水場

管理上必要な項目：染屋 3 地点、石舟 3 地点、腰越 4 地点、鹿教湯 4 地点、赤井 3 地点

(3) 水源

水質基準項目等：上田地域 5 地点、丸子地域 3 地点、真田地域 1 1 地点、武石地域 7 地点

(4) 河川

河川検査の項目：千曲川及び神川水系の 8 地点、依田川水系の 4 地点

6 臨時の水質検査

次のような水質変化が確認された、若しくはそのおそれがある場合は、必要に応じて臨時の水質検査を行います。検査項目は状況等から判断し決定します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 浄水処理過程において、異常が発見されたとき。
- (4) その他必要があると認められたとき。

7 水質検査方法

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法、水質管理目標設定項目の検査方法、上水試験方法、等により検査します。水質検査は浄水管理センターで行うほか、厚生労働大臣の登録を受けた水道法第20条に規定された機関に委託します。

8 水質検査結果の評価と公表

水質検査結果が基準値を超えた場合は、直ちに原因を調査するとともに、水質基準値を満たす水道水を確保します。また、得られた結果については水質年報を作成し、また上下水道局のホームページで公表します。

9 水質検査の信頼性保証

機器分析による水質検査の精度として「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」（厚生労働省）により妥当性が評価されている方法により検査します。また、長野県水道協議会等が行う外部精度管理事業に参加し、信頼性の確保に努めます。

10 関係機関との連携

水源、その他で災害、水質汚染事故等が発生、若しくは発生のおそれがある場合は、地方事務所、上田水道管理事務所（県営水道）、水源上下流域市町村、水質検査委託機関と連携し、適切な対応を行います。